衆議院農林水産委員会ニュース

平成 27.6.9　第 189 回国会第 15 号

6 月 9 日（火）、第 15 回の委員会が開かれました。

1　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 71 号）
農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外３名提出、衆法第 21 号）

・両案審査のため、石川県に派遣された委員を代表して江藤委員長から、山梨県に派遣された委員を代表して吉川貴盛君から、それぞれ報告を聴取しました。
・林農林水産大臣、西村内閣府副大臣、小泉農林水産副大臣、中川農林水産大臣政務官及び政府参考人並びに提出者岸本周平君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

武　井　俊　輔君（自民）

・農協の監査制度を変更するに当たり、現場から不安の声がある中で、今後どのような説明を行っていくのか。
・農協の理事の構成について見直す趣旨は何か。
・民主党代表岡田克也議員のブログにおける農協改革についての見解に対して、民主党案提出者及び農林水産大臣は、どのように考えるのか。

稲　津　　久君（公明）

・バター等の追加輸入の背景にある生産基盤の弱体化とその対策としての畜産クラスター事業の活用について、どのように考えているのか。
・農地利用最適化推進委員の具体的業務及び農業委員との関係について、どのように考えているのか。
・農地利用最適化推進委員を委嘱しなくてよい市町村の農業委員数は、現状から減らさないのか。

玉　木　雄一郎君（民主）

・ＴＰＰ交渉を含む貿易協定について、食品安全や健康保護といった分野での人権への悪影響、交渉の秘密性への懸念等を内容とする国際連合の専門家グループによる声明を踏まえたＴＰＰ交渉に関する情報公開の検討状況はどのようなものか。
・農協改革が農業者の所得倍増にどのようにつながるのか。
・員外利用の制限を超えた場合、今後厳しく取り締まるのか。

福　島　伸　享君（民主）

・現行農協法第８条について、利益を上げてはならないと誤解している単位農協の事例を示すべきではないか。
・農協の理事について、改正案が求める構成とならなかった場合、第 95 条の命令の対象となり、改善等の措置が講じられるのか。
・農業委員について、選出方法を公選制とすると名誉職となり、市町村長による選任制とすると名誉職とならない根拠を示すべきではないか。

井　出　庸　生君（維新）

・農協法改正において独占禁止法の適用除外の規定について改正を行わなかった理由は何か。
・平成 26 年９月、山形県での独占禁止法の違反事例について、５農協が共同して米の販売手数料を定率から定額にすることは違法行為となり、山形県農業協同組合中央会が行う場合は独占禁止法の適用除外となるのか。
・独占禁止法の適用除外は単位農協に対してのみ行うこととし、連合会等に対しては独占禁止法を適用すべきではないか。

松　木けんこう君（維新）

・農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更することにより、農業委員の中立性が失われることが懸念されるが、どのように考えているのか。
・農地を所有できる法人の要件の緩和と農業委員会制度の変更により、将来的に株式会社の農地所有を可能にすることを目指しているのか。
・農業の現場の声を反映する機会をさらに設ける予定はあるのか。

畠　山　和　也君（共産）

・農業委員会の区域内に住所を有する者、耕作の業務を営む者という農業委員の被選挙権の要件を廃止する理由は

何か。

・農業委員会は、行政に対し、改正農業委員会法第 38 条に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見のみしか提出できなくなるのか。

・農業委員の選出方法を市町村長の選任制に変更することを踏まえて、農業委員の秘密保持義務の規定を新設するのか。